

「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」による秋田県への寄附申込書

申込年月日 平成 年 月 日

秋田県知事 あて

郵便番号	〒	—
住所		
お名前	(ふりがな)	
電話番号		

秋田県に、次のとおり寄附を申し込みます。

※ 太線の枠内の必要事項を必ず記載してくださいようお願いいたします。

寄附予定金額	円
--------	---

寄附金の活用を希望する分野について

***テーマで選ぶ場合**（次の中から1つを選んで、☒してください。）

- ☐ ①明日の秋田を担う人材を育てたい
☐ ②ふるさとの宝を次世代に継承したい
☐ ③おじいちゃん、おばあちゃんも安心して暮らしてほしい
☐ ④活力ある秋田づくりを応援したい
☐ ⑤使い道はおまかせします
☐ ⑥上記以外へ（ ）

寄附金の入金方法について（次の中から1つを選んで、☒してください。）

- ☐ ①総務省リーフレットの払込取扱票によるゆうちょ銀行口座への振込(手数料は無料です。)
☐ ②秋田県納付書による納付(指定金融機関から納付する場合は手数料無料です。)
☐ ③専用銀行口座への振込(振込手数料をご負担願います。)
☐ ④Yahoo!公金支払いによるクレジットカード払い(5,000円以上の寄附に限ります。VISA MasterCard、JCB、ダイナース、American Expressがご利用可能です。)
 (①から④までは県より入金に必要な書類をお届けしてから納付となります。)
 *ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」からお申し込み後、Yahoo!公金支払いの決済画面から、クレジットカードで直接決済も可能です。(県から事前にお届けする書類はありません。)

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

- ☐ ①「申請書」用紙の送付を希望する
 ☐ ②「申請書」用紙の送付を希望しない

☆ ワンストップ特例の申請を希望される方には、ご寄附をいただいた後に、寄附金受領証明書と合わせて、「申告特例申請書」の所定様式を送付いたしますので、送付の希望の有無について、上のどちらかの☐を選んで☒してください。

- ☐ ワンストップ特例制度は、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、寄附先自治体に特例の申請をすることにより、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。
☐ ワンストップ特例の申請の対象となる方は、次の①及び②の条件を満たす方に限られます。
 ①確定申告が不要な給与所得者等
 ②その年にふるさと納税をされる自治体の数が5団体以下であると見込まれる方
☐ ワンストップ特例の適用により、確定申告を行った場合と同額の税の軽減を受けることとなりますが、この特例の場合、所得税控除分相当額を含めて、翌年度の個人住民税からまとめて軽減を受けることとなります。

※秋田県のふるさと寄附金について、どこでお知りになりましたか（例・～のホームページ・～県人会、～高校同窓会資料など）

※秋田県へのメッセージをご自由にお書き下さい

※いただいた個人情報は、寄附金の管理、各市町村への連絡、県からの情報提供以外には使用いたしません。